

山形歯科専門学校教育課程編成委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、山形歯科専門学校（以下「本校」とする。）歯科衛生士科の教育課程の編成等に係る協議を行う教育課程編成委員会（以下「委員会」とする。）の設置や役割等必要事項を定めるものである。

(役割)

第2条 委員会は、授業科目の開設や各科目の授業内容や方法の改善・工夫等を行うことで、本校教育の質を保証し、内容の充実や向上を図ることを目的として、教育課程の実施に係る協議を行う。

(構成)

第3条 委員会の構成は以下の通りとする。

- (1) 企業等委員として外部有識者を2名以上を含み、校内委員と併せて7～10名とする。
- (2) 外部有識者は、歯科医療界の動向や地域歯科医療の振興に関する知見を有する方や、歯科医療に関する各学会や学術機関の有識者、さらには歯科の実務に関する知識、技術、技能について知見を有する方等とする。
- (3) 校内においては、校長・副校長・歯科衛生士科長・事務長・教務主任・教務主任補佐が委員として参画する。

(委嘱と任期)

第4条 企業等委員については、本校の特質に鑑み、上記第3条(2)に係る有識者から適任と判断される方を選し、委嘱する。

2 同委員の任期は委嘱の日から2年間とし、再任は妨げない。なお、特別の事情がある場合にはその限りではない。

(協議内容)

第5条 委員会において協議する主な内容は次の通りとする。

- (1) 授業科目の開設等教育課程の改編
- (2) 各科目の授業内容や方法の改善・工夫
- (3) 臨地・臨床実習の実施方法と内容の改善
- (4) 関係する各学校や諸施設との連携の強化
- (5) 歯科医療界や地域歯科医療の動向に関する分析と考察

(会議等)

第6条 当該年度内において、2回（5月・1月）会議を開催する。

また、企業等委員においては、授業や各種実習等を視察し、評価や助言に資する機会を設定する。

(評価と活用)

第7条 委員会の協議内容等については、本校教育運営委員会の議を経て、山形県歯科医師会（以下「本会」とする。）理事会に報告する。

2 同様に、本校学校関係者評価委員会に報告し、学校運営の改善に資するものとする。

(秘密の保持)

第8条 全ての委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、本校教育運営委員会の議を経て校長が本会理事会に提案し、承認を得て決定するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関する諸事項は、時宜に応じて、本校教育運営委員会の議を経て校長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成29年12月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月19日から施行する。

**令和6年度 山形歯科専門学校
教育課程編成委員会名簿**

(順不同、敬称略)

	氏 名	委嘱理由 並びに 役職・資格等
企業等 委員	大 沼 智 之	○歯科診療の実務等に優れた知見を有する歯科診療施設長 ○大沼歯科医院 院長（山形市市） (前山形県歯科医師会常務理事)
企業等 委員	佐 藤 奈 美	○歯科医療界の動向や地域歯科医療の振興に知見を有する職能団体代表 ○山形県歯科衛生士会 会長
校内 委員	大 貫 英 一	○山形歯科専門学校 校長
校内 委員	永 田 一 樹	○ 同 副校長
校内 委員	委員長 齋 藤 憲 生	○ 同 歯科衛生士科長
校内 委員	鈴 木 淳	○ 同 事務長
校内 委員	副委員長 結 城 泉	○ 同 教務主任
校内 委員	大 場 智 美	○ 同 教務主任補佐

※ 企業等委員の任期は、令和6年1月1日から令和8年3月31日とする。